

Title	ドイツにおける裁判手続の長期化に対する法的保護について
Sub Title	Der Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren in Deutschland
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.29 (2014. 4) ,p.271- 294
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0271">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0271</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ドイツにおける裁判手続の 長期化に対する法的保護について

三 上 威 彦

1. はじめに
2. 新たな立法の背景
3. 従来ドイツ法による長すぎる手続に対する法的保護
4. 新しいドイツ裁判所構成法の規定
5. 評価
6. おわりに

## 1. はじめに

当事者にとって訴訟は、経済的・心理的な面をはじめ、さまざまな点で負担となる。すなわち、もし紛争解決の負担がなければ実現できたであろう他の利益はかなり大きいものとなろうし、訴訟による紛争解決が長引けば長引くほど、訴訟費用等の増大により経済的負担は重くなり、勝訴への不安や取引関係等とギスギスした関係が継続することにより、当事者の心理的負担も増大するのである。また、当事者間の社会的・経済的関係は流動的なものであり、訴訟はそのような社会的・経済的関係において現実に生起している紛争を解決するものであるから、いかに適正であっても、長い年月を経て初めて下される裁判では、実質的な解決の意味はなくなり、裁判制度自体が国民の信頼を失ってしまうことにもなりかねない。そのことは、“Justice delayed is justice denied”の法諺が如実に物語っているところである。加えて、裁判所の人的・物的資源

も有限であるから、1つの訴訟について裁判所がかかわる時間が長引けば長引くほど、裁判所が他の訴訟に費やする時間が圧迫される。この意味で、訴訟が長期化することは、他の訴訟を圧迫することにもなり、また、訴訟が長期化するということは、紛争が長時間放置されるという意味で、社会的不安定要因となり、納税者にも不利益を与える。このように考えれば、遅延した訴訟は、①訴訟の当事者に対しても、②裁判所に対しても、③紛争を抱えた他の国民に対しても、④納税者に対しても、それぞれ不利益を与えるのである。この意味で、迅速な裁判という要請は、民事・刑事を問わず、訴訟制度の理念の1つに位置づけられる。

ところで、近時、ドイツにおいて、「長すぎる裁判手続と刑事上の審理手続における法的保護に関する法律〔Gesetz über den Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren und strafrechtlichen Ermittlungsverfahren von 24. November 2011, BGBl I, 2302〕」が成立し<sup>1)</sup>、これによって、通常裁判権<sup>2)</sup>に関する裁判所構成法〔Gerichtsverfassungsgesetz〕第17章として、198条ないし201条が挿入された（同法1条）。その他、この法律により、連邦憲法裁判所法（同2条）、連邦公証人法（同3条）、連邦弁護士法（同4条）、民事訴訟法（同5条）、労働裁判所法（同6条）、社会裁判所法（同7条）、行政裁判所法（同8条）、財政裁判所法（同9条）、裁判所費用法（同10条）、弁護士報酬法（同11条）、EU消費者保護実現法〔EG-Verbraucherschutzdurchsetzungsgesetz〕（同12条）、特許法（同13条）、実用新案法〔Gebrauchsmustergesetz〕（同14条）、商標法（同15条）、弁理士法（同16条）、半導体保護法（同17条）、意匠法〔Geschmacksmustergesetz〕（同18条）、軍人不服申立法〔Wehrbeschwerdeordnung〕（同19条）、軍人懲戒法〔Wehrdisziplinarordnung〕（同20条）、不正競争防止法〔Gesetz gegen Wettberbsbeschränkung〕（同21条）、エネルギー経済法（同22条）も同時に改正

---

1) 施行は、同年12月3日である。

2) ドイツでは、通常裁判権、行政裁判権、財政裁判権、社会裁判権、労働裁判権という5つの裁判権が存在しており、家事事件、非法事件を含む一般の民事事件、および料手続を含む刑事事件を扱うのが通常裁判権である。

され、さまざまな手続促進規定が盛り込まれている。

本稿は、これらのうち、とくに民事訴訟を念頭においた上で、裁判所構成法の新規定をベースに、その制度の概要を紹介し、若干のコメントを付するものである。

## 2. 新たな立法の背景

ドイツにおいても長すぎる裁判手続が存在する。そして、遅延の原因としては、さまざまな原因が挙げられている。たとえば、複雑な実体法の存在であり、裁判所における物的および人的な設備が不十分であること、裁判所に対する審理理由についての過度の要求、またとくに個別事例における裁判官の責任の欠如等である<sup>3)</sup>。ただ、それはドイツにおいては例外的な事象であるとされている<sup>4)</sup>。実例をあげれば、第1審および1回目の上訴審における民事事件の平均的な手続継続期間を見ると、全部で4.5か月から8.1か月<sup>5)</sup>であり、ヨーロッパと比較しても<sup>6)</sup>良いとされる。また、ドイツの高等裁判所〔OLG〕における控訴審手続は7.6か月である<sup>7)</sup>。したがって、この立法がなされた背景には、裁判所における審理期間を何としても短くすべきであるとい

---

3) Roller, ZRP 2008, 122(122) m.w.N.; ders, DRiZ 2007, 82(83, 87); Bilsdorfer, NJW-Editorial Heft 46/2005等が指摘するところである。

4) Vgl. BT-Drucks. 17/3802, S. 15; Leutheusser-Schnarrenberger, BT-Plenarprotokoll 17/84, S. 9538 D; Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205(209); ders, ZRP 2007, 177(177) usw.

5) Statistisches Bundesamt Fachserie 10 Reihe 2.1 “Zivilgerichte” Tabellen 2.2, 5.2, 6.2, Stand 2009.による2008年からの数値。

6) BT-Drucks. 16/7655, S. 1; Roller, ZRP 2008, 122 (123).

7) Statistisches Bundesamt Fachserie 10 Reihe 2.1 “Zivilgerichte” Tabellen 8.2, Stand 2009. なお、わが国では、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書第5回（平成25年7月）」によれば、過払金訴訟を除いた民事第1審訴訟の平均審理期間は8.9か月であり、それに対し、刑事第一審訴訟の平均審理期間は3.0か月であった。なお、これは、簡易裁判所と地方裁判所の第1審事件を合計したものであり、地方裁判所だけに限れば、平均審理期間は若干これより長くなるものと思われる。

うような実際の必要性というよりは、むしろ、裁判を受ける権利に関する基本権の保護や人権の保護という規律が求められたという事情があったというべきであろう<sup>8)</sup>。

また、その背景にはそれ以上に重要な要素があった。それは、ヨーロッパ人権裁判所〔EGMR〕の判決の存在である。すなわち、2006年のEGMRの判決は、ドイツに対し、なお継続している長すぎる民事手続に対しての法律状態は、ヨーロッパ人権条約〔EMRK〕6条1項および13条の要求を満たしていないとした<sup>9)</sup>。しかも、ここでいう民事手続には、民法上の争訟のみならず、社会裁判所や行政裁判所の手続をも意味すると解されており、要するに、ドイツ基本法〔GG〕の法的審問請求権〔rechtliches Gehör〕（Art. 19 Abs. 4 und Art. 20 Abs. 3 GG）が問題視されたのであり、しかもこの法的審問請求権は、すべての種類の裁判手続に妥当する原則であると理解されている<sup>10)</sup>。さらに、2010年のEGMRの判決<sup>11)</sup>は、長すぎる裁判手続に対する効果的な不服申立ての立法をすることを、2011年末までという期間を定めて要求した。すなわち、EMRKの保障は、通常の連邦法律の順位において直接に適用される国内法として、ドイツの裁判所により、解釈の枠内において考慮されかつ適用されるが、EMRKは、その61条において明確に、適切な手続継続の権利を認めているほか、6条1項は、すべての者に「その民事法上の請求権や義務……に関連する争訟について、公平な手続において、公開かつ適切な期間内に審理される権利」を保障しており、さらに同13条は、すべての者に、「たとえ損害が公務上の身分において行動する者によって惹起された場合であっても、国内の審級において有効な不服申立てを提起する権利」を与えているのである。したがって、EGMRは、EMRKのこれらの保障規定を基に、ドイツにおける長すぎる手続に対する保

---

8) Vorwerk, JZ 2004, 553 (557).

9) EGMR, Urt. v. 8. 6. 2006-No. 75529/01. なお、それ以前にも、すでに、EGMR, Urt. v. 26. 10. 2000-No. 30210/96, Kudla/Polen, NJW 2001, 2694は同趣旨を述べていた。Vgl. auch Vorwerk, JZ 2004, 553 (557).

10) Vgl. Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren [2012], S. 11.

11) EGMR, Urt. v. 2. 9. 2010-No. 46344/06, Rumpf/Deutschland, § 73, NJW 2010, 3355 (3358).

護措置が不十分であると判断したのである。これまでも、EGMRは、ドイツに対し、優に40件を超えて、長すぎる手続継続があったとして敗訴判決を出しており、さらにイタリアにあっては既に1000回以上も長すぎる手続について責問を受けたといわれる<sup>12)</sup>。

もともと、この新しい法制度を、単に消極的に、EMRKやEGMRの付託の単なる履行とみることは、その価値を矮小化することになるであろう<sup>13)</sup>。すなわち、ドイツの連邦および州の憲法はそれと同じくらい重要な準則を有しており、今回の立法は、それが、EGMRの要請と一致したところに成立したと、積極的に理解すべきである。

### 3. 従来のドイツ法による長すぎる手続に対する法的保護

ドイツでも、長すぎる手続について全く保護が与えられなくてもよいと考えられていたわけではなく、さまざまな保護措置が講じられていた。長すぎる手続の継続期間に対する救済は、まず、州の憲法裁判所<sup>14)</sup> または連邦憲法裁判所 [BVerfG]<sup>15)</sup> において、基本法2条1項・20条3項による有効な法的保護の保障請求権の観点の下に、憲法抗告により不服申立てができることとされていた<sup>16)</sup>。そして、受訴裁判所は、憲法裁判所の裁判を考慮して、手続の促進のための有効な処置をとらなければならないとされていた<sup>17)</sup>。ただ、それが具体的な形

---

12) Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(1). なお, Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205 (205) は、2007年以降、EGMRによるドイツが受けた敗訴判決の80%以上が長すぎる裁判手続であったとする。

13) Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205(205).

14) Rixecker, in: Wendt/Rixecker, Kommentar zur Verfassung des Saarlandes (2009), Art. 20, Rdnr. 14.

15) BVerfG, Beschl. v. 20. 7. 2000-1 BvR 352/00, NJW 2001, 214; Meyer-Ladewig, in: Komm-EMRK, 3. Aufl. (2011), Art. 13, Rdnr. 37.

16) BVerfG, Beschl. v. 20. 7. 2000-1 BvR 352/00, NJW 2001, 214; Meyer-Ladewig, in: Komm-EMRK, 3. Aufl. (2011), Art. 13, Rdnr. 37.

17) Meyer-Ladewig, in: Komm-EMRK, 3. Aufl. (2011), Art. 13, Rdnr. 37.

で、どのような請求権として実現できるか、ということは必ずしも明らかではなかったといえよう。

また、長すぎる手続継続期間の原因となる裁判所の非効率性に対して、ドイツ法上不服申立てが可能であるか否かについては、憲法上の促進要請を指摘しつつ賛成されているようである<sup>18)</sup>。ただ、その際には、若干の裁判所は、その不服申立ては、ドイツ民訴法〔ZPO〕567条において通常抗告として規定されている不服申立てを超える非常抗告であるとしている<sup>19)</sup>。いずれにせよ、多くの裁判所は、さまざまな面での手続の遅延について、不服を認めているようであり<sup>20)</sup>、他の裁判所は、(個別に定められるべき)適切な手続継続の単なる超過をもって非常抗告の理由性としては既に十分であるとしている<sup>21)</sup>。ただ、これが、長すぎる手続の継続期間という手続的な瑕疵に対しても妥当すべきか、また妥当しうるか否かは、長期にわたる改正論議や法的審問請求権に合わせた民訴321a条を考慮すれば、疑わしいとの指摘もあった<sup>22)</sup>。

また、ドイツ裁判官法〔DRiG〕26条2項によれば、職務監督処置を申し立

---

18) Roller, ZRP 2008, 122 (122); Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2007, 177(178); Bloching/Kettinger, NJW 2005, 860(863) m.w.N.; Saarländisches OLG, Beschl. v. 18. 4. 1997-8 W 279/96-29, NJW-RR 1998, 1531(1532) m.w.N.

19) いわゆる「明確な法律違反〔greifbare Gesetzeswidrigkeit〕」の場合における専門裁判所の実務については、Voßkuhle, Rechtsschutz gegen den Richter, S. 225 ff. を見よ。

20) これは以下のものについて受け入れられている。すなわち、破産手続における手続の進行、訴訟費用援助についての裁判、期日指定の拒否、Meyer-Ladewig, in: Komm-EMRK, 3. Aufl. (2011) Art. 13, Rdnr. 39 m.w.N.; ders, NJW 2001, 2679(2679) m.w.N.; BVerfG, Beschl. v. 11. 12. 2000-1 BvR 661/00, NJW 2001, 961; Saarländisches OLG, Beschl. v.18. 4. 1997-8 W 279/96-29, NJW-RR 1998, 1531(1532) m.w.N.

21) Sangmeister, NJW 1998, 2952(2953) m.w.N. それを越えて、民訴旧568条2項の類推による非常再抗告および民訴旧513条の類推による非常控訴を確立しようとする努力があった。Bloching/Kettinger, NJW 2005, 860(861); Voßkuhle, NJW 2003, 2193(2194). とくに、2002年の連邦通常裁判所の裁判 (BGHZ 150, 133, NJW 2002, 1577) については、文献においては部分的に、連邦通常裁判所は2002年の民事訴訟法改正後はあらゆる非常の法的不服申立て〔alle außerordentliche Rechtsbeschwerden〕を拒否し、かつ改正後は、もはや、法律の間隙があるということを前提とするものではないと解釈されている。

22) Matusche-Beckmann/Kumpf, ZJP 124, 173(175).

ることができる。しかし職務監督抗告〔Dienstaufsichtsbeschwerde〕は、それによって監督上級審の介入が強制されるわけではなく<sup>23)</sup>、また、許容される監督処置と、裁判官の独立への許されざる介入との間の限界づけが困難であるという問題があり<sup>24)</sup>、必ずしも実効的な手段とはいえないようである。

また、ドイツ民法〔BGB〕839条、GG34条は、責めに帰すべき公務義務違反によって生じた財産権侵害に対する損害賠償請求権を付与している。しかし、手続遅延の場合にこの法条を適用するに当たっては、責めに帰すべき事由の存在が要求されている。たしかに、この点を緩和するために、責めに帰すべき事由の提示についての要求を制限したり、証明の領域において責めに帰すべき事由が示されたものとみなすといった努力にもかかわらず<sup>25)</sup>、因果関係の証明は、損害賠償の取得に対する高いハードルとなっているといわれる<sup>26)</sup>。また、この条文によれば、非財産的損害が除外されており、EMRKの補償的法的救済の要求を満たさない<sup>27)</sup>のである。

このように、長すぎる手続に対する法的保護法制は、ドイツにおいてはたしかにいろいろと存在してはいたが、そのどれもが必ずしも十分な実効性を伴うものではなかった。その点をEGMRに指摘されたのである。それを受けて、前述したように、長すぎる裁判手続と刑事上の審理手続における法的保護に関する法律が制定され、ドイツ裁判所構成法〔GVG〕198条以下をはじめ、諸法律において、長すぎる裁判手続と刑事上の審理手続に対する保護の規定が設けられた。その意味で、この法律は、従来の法的保護制度の間隙を埋めるものと位置づけることができるであろう。

---

23) Meyer-Ladewig, in: Komm-EMRK, 3. Aufl. (2011), Art. 13, Rdnr. 41.

24) Staats, in: Komm-DRiG (2008), § 26, Rdnr. 6, 8.

25) Brüning, NJW 2007, 1094(1096, 1098).

26) Vgl. Schlette, Anspruch auf gerichtliche Entscheidung in angemessener Frist, S. 66 ff.

27) BT-Drucks. 17/3802, S. 1 und 2.



#### 4. 新しいドイツ裁判所構成法の規定

##### (1) 新しい規定

このような事情を背景として、GVG198条以下に新しい規定が設けられた<sup>28)</sup>。この規定の特徴は2つの点にある。すなわち、まず第1は、補償を受けるためには、受訴裁判所において遅延責問〔Vezögerungsrüge〕をすることが要求されたこと（§ 198 Abs. 3 GVG）であり、第2は、それにもかかわらず、不適切に長期にわたる訴訟によって不利益を受けた当事者には、実体的な損害と非実体的な損害を問わず、定額化された補償請求権が認められたこと（§ 198 Abs. 2 GVG）である。以下には、新しい条文を訳出しておく。

##### 第198条〔保証、遅延責問〕

- (1) 裁判手続の不適切な継続期間の結果、手続関係者として不利益を蒙った者は、適切に補償される。手続継続期間の適切性は、個々の事件の諸事情、とくに手続の難易度や意味および手続関与者や第三者の行動による。
- (2) 裁判手続が不適切に長く継続した場合には、財産上の不利益〔Vermögensnachteil〕ではない不利益が推定される。これに関しては、補償は、個々の事件の事情によって、回復が第4項による他の方法では十分でない場合にのみ請求することができる。第2文による補償は、遅延した年ごとに1200ユーロとする。第3文による額が個々の事件の事情によって不当なときは、裁判所は、より高い額またはより低い額を定めることができる。
- (3) 手続関与者は、事件を扱っている裁判所に手続の継続を責問した場合にのみ補償を受ける（遅延責問）。遅延責問は、手続が適切な期間内に終結されないおそれについての理由がある場合に、はじめてすることができる；再度の遅延責問は、例外的により短い期間が提示された場合を除いて、〔前回の責問をし

---

28) この立法の沿革については、Matusche-Beckmann/Kumpf, ZfP 124, 173(182 ff.)を参照のこと。なお、この法律と、ヨーロッパ人権条約およびEGMRの判例との関係については、同177頁以下が詳しい。

てから] 少なくとも6月後でなければすることができない。手続の促進のために、未だ手続に提示されていない事情が重要である時は、責問はそれを指摘しなければならない。そうしないときは、補償につき裁判しなければならぬ裁判所(補償裁判所)は、適切な手続継続を定める際にその事情を考慮しない。手続が他の裁判所でさらに遅延したときは、新たな遅延責問を要する。

(4) 他の方法による補償は、とくに、手続の継続期間が適切ではなかったという補償裁判所の認定によっても可能である。その認定は、申立てを要件としない。重大な場合には、その認定は、補償と並んで述べることができる；同じく、第3項の要件の一つまたは複数が満たされていない場合にも、その認定を述べることができる。

(5) 第1項による請求権の貫徹のための訴えは、少なくとも遅延責問の提起から6月後に提起することができる。訴えは、遅くとも、手続を終結する裁判の確定力の発生ないし手続の他の修了の後6月以内に提起しなければならない。訴えについての裁判が確定するまでは、請求権は譲渡することはできない。

(6) この規定の意味においては、

① 裁判手続とは、仮の権利保護の付与および訴訟費用または手続費用援助の付与の手続を含めた、開始から確定力ある終結に至るまでのすべての手続である；除外されるのは、開始後の倒産手続である；開始した倒産手続においては、裁判の惹起は裁判手続とする。

② 手続関与者とは、自己管理権の行使において手続に関与していない限りで、憲法機関、公的行政の担い手、およびその他の公的機関を除く、裁判手続のすべての当事者およびすべての関係人である。

#### 第199条〔刑事手続〕

(1) 公訴の準備の手続を含む刑事手続については、第198条は、第2項ないし第4項の基準により適用する。

(2) 公訴の準備の手続については検察庁であるのに対し、公課法第386条第2項の場合においては、租税官庁が裁判所の地位に立つ；公訴の提起後の手続については、第198条第3項第5文を準用する。

(3) 刑事裁判所または検察庁が手続の不適切な継続期間を被疑者の利益のために考慮したときは、これは、第198条第2項第2文による他の方法での十分な回復である；その限りで第198条第4項は適用しない。刑事手続の被疑者が長すぎる手続継続期間による補償を求めるときは、補償裁判所は、手続継続期間の適切性の判断については、刑事裁判所の裁判に拘束される。

(4) 私訴人〔Privatkläger〕は第198条第5項第2号の意味における手続関与者ではない。

#### 第200条〔責任を負う団体〕

州の裁判所における遅延によって生じる不利益については、州が責任を負う。連邦の裁判所における遅延によって生じる不利益については、連邦が責任を負う。検察庁および公課法第386条第2項の場合における租税官庁には、第1文および第2文を準用する。

#### 第201条〔補償の訴えの管轄、手続〕

(1) 州に対する補償の訴えについての管轄は、その区域で訴訟の対象となる手続が遂行された高等裁判所にある。連邦に対する補償の訴えについての管轄権は、連邦通常裁判所にある。これらの管轄は専属管轄とする。

(2) 第1審における地方裁判所での手続についての民事訴訟法の規定は、これを準用する。単独裁判官による裁判は許されない。高等裁判所の裁判に対しては、民事訴訟法第543条の基準による上告が許される；民事訴訟法第544条は、これを準用する。

(3) 補償裁判所は、その継続が第198条による請求権に係る裁判所手続がなおも係属する場合には、手続を中止することができる。公訴の準備の手続をも含めた刑事手続において、補償裁判所は、刑事手続が終結していない限り、その手続を中止しなければならない。

(4) 補償請求権が発生せず、または、主張された額においては発生していないが、不適切な手続継続期間が認定されたときは、裁判所は、費用につき、適切な裁量により裁判をする。

## (2) GVGによる補償請求権の内容

今回の立法の目玉が、不適切に長期化した手続に対する救済に対する補償請求制度の創設であることにかんがみ、以下これについて見ていくことにする。

### 1) 対象手続

GVG198条の補償対象となる手続は、民事訴訟、家事事件、非訟事件および刑事手続である<sup>29)</sup>。また、同条6項1号によれば、単に本案手続だけではなく、保全処分や家事非訟法上の仮命令 (§ 49 FamFG)、訴訟援助ないし手続費用援助の承認手続 (§§ 114 ZPO, 76 FamFG, 397a Abs. 2 StPO) 等も含まれる。ただ、同号によれば、開始後の倒産手続は対象から外されている。これは、倒産手続の進行が基本的には債権者自治により行われることから、一定の時間がかかることが予想されることと、裁判所が当該手続に全面的に関わる場面は比較的少なく、その点で、遅延による裁判所の責任を問うのは妥当ではないと判断されたためではないかと思われる<sup>30)</sup>。したがって、倒産手続開始後であっても、職権によりあるいは申立てにより裁判がなされる場合は、対象となると解される<sup>31)</sup>。以上に対して、GG 100条による法令審査手続は、GVG198条には服さず、これには連邦憲法裁判所法 [BVerfGG] 97a条以下が適用される。

### 2) 手続関係人

GVG198条1項および同条6項2号によれば、補償請求権は、手続関係人 [Verfahrensbeteiligter] にのみ生じる。これが、訴訟物を相争う訴訟手続の当事者、あるいは当事者資格をもって訴訟に参加する共同訴訟参加人がそれに入ることは問題がないであろうが、それ以外の者については、どの範囲まで入るかにについては明確な定義規定はない。しかし、当事者 [Partei] という言葉を避け、あえて手続関係人 [Verfahrensbeteiligter] という文言を用いた背景に

---

29) Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl. (2013), § 198 Rdnr. 5.

30) Vgl. Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 8.

31) Vgl. Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 8.

は、広く手続に関与する者を、長すぎる手続から保護しようという立法者の意思が垣間見られるのであり、あまり狭く解すべきではあるまい。とくに、補助参加人については、ここには入らないとする見解もある<sup>32)</sup>が、それでは狭すぎるであろう。したがって、民事訴訟の当事者はもちろんその補助参加人、非訟事件手続に直接関与する者も広く、手続関係人というべきであろう<sup>33)</sup>。

### 3) 不適切な手続継続

不適切な手続継続とは、補償請求権が認められるための中心的な法律要件である。この漠然とした法概念は、内容的には、GG19条4項・20条3項の保障、ないし、EMRK6条1項1文によって手続関係人に生じている請求権が侵害されたことを意味する<sup>34)</sup>。そこで問題は、裁判手続は「いつから」不適切に長いといえるのか。つまり、いつから当事者には補償がなされるべきことになるのか、ということである。そして「適切性」の具体的内容については、統計資料によって明らかにすることは不可能であり、ある程度抽象的に定めざるを得ない。そこで、GVG198条1項2文は、個々の事件における事情、とくに手続の難易度やその手続が有する意味および手続関係人や第三者の行動によって判断されるとした。これは、EGMRや連邦憲法裁判所が発展させた基準と結びつくものである<sup>35)</sup>。したがって、具体化は、これらの裁判例を参考にしてなされることになろう。このような明確性を欠く要件ではあるが、立法段階では集中的に検討された、遅延の基準として一定の期間を導入するという案は採用されなかった。事件がさまざまな様相をまとっているのが通常であることにかんがみれば、このような硬直的な基準を採用しなかったことは賢明であったといえてよい。もしそのような制度が導入されることになれば、規定上の期間が

---

32) Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(2).

33) Vgl. Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 10.

34) BT-Drucks. 17/3802, S. 18.

35) BT-Drucks. 17/3802, S. 18; Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 13.

経過することにより直ちに補償請求訴訟を提起する呼び水になってしまうおそれも生じるであろう<sup>36)</sup>。しかも、事件の解決に要する一般的な時間も、個別の事案によって千差万別であり、一律に一定の期間を超過したというだけでは、不適切に長く継続したか否かは一義的に判断することはできないであろう。

そして、上述したように、GVG198条1項2文は、手続継続の不適切性を判断する基準として、個々の事件における事情を考慮すべきことを規定している。そして「とくに」として、その具体例として、手続の難易度と手続関係人や第三者の行動を挙げている。

まず、不適切な手続の継続があるか否かは、事件の難易度や手続の有している意味によって判断される。また明文の規定はないが、手続の複雑性も考慮要素となるであろう。手続の難易度は、この種の平均的な手続との比較において判断される<sup>37)</sup>。

また、手続の意味とは、とくに、長く続く手続が関係人に及ぼす影響が考慮されるべきである。たとえば、子供の監護権や面接交渉権に関する手続、身分および行為能力または労働事件に関する手続は、特別な促進が必要であると考えられる<sup>38)</sup>。これに関し、BVerfGは、民事訴訟では14年、15年、20年を不適切なものとしている<sup>39)</sup>が、とくに、監護権や面接交渉権などにおいては、これはあまりに長すぎる基準といわなければならない<sup>40)</sup>。また、手続の有する意味も、単に当事者ないし直接の利害関係人に対して有している意味のみならず、一般公衆に対して有している意味も評価されるべきであろう。その意味では、一般公衆に訴える目的を有する大規模訴訟なども、とくに迅速な手続遂行

36) この点を指摘するのは、Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205 (207)。

37) Magnus, ZRP 125, 75(80)。

38) EGMR, NJW 2006, 2389 (2393), 労働裁判手続については、Düwell, FA 2010, 202。

39) これらのBVerfGの判例については、Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(2)を参照。

40) Böcker, DStR 2011, 2173(2175)は、EGMRの判例を掲げつつ、一般的に、1審級あたり1年が適切性の基準になるとし、1年を超える手続については、手続遅延があるか否か調査されなければならないとする。

が求められるであろう<sup>41)</sup>。

手続の遅延が当事者または第三者の行動による場合とは、当事者が適時に主張・立証をしなかったり、証人や鑑定人が出頭を延ばしたり、鑑定書の提出を遅延したような場合等が考えられるであろう。もちろん、期間の延長の申立てや裁判官の忌避等、当事者に許された手続権能を行使することによって遅延を生じた場合には、この補償の対象にはならないであろう<sup>42)</sup>。さらに、「当事者または第三者」の中には裁判所も含まれると考えるべきであり、手続に不適切な遅延があったか否かを判断するに当たっては、裁判所が手続の促進についてとりうる可能性をも評価しなければならない。したがって、裁判所が、期日を早期に指定せず、鑑定人の選任を遅延したり、鑑定書の提出を遅延している場合に、鑑定人に提出を催促したり、鑑定人の変更を行うことなく、漫然と鑑定を依頼したままにしておく等、裁判所に与えられた訴訟促進の権限を十分に行使しなかったような場合はもちろん補償の対象となろう。逆に言えば、裁判所が影響を与えることができない事情によって訴訟の遅延が生じた場合、たとえば、事案の複雑性から、鑑定が長引くことによって手続の終結までに不適切に時間がかかったというような場合には、国家の補償義務は生じないであろう。また、たとえば、事件が複雑で複数の鑑定が必要であるような場合は、事件の終結が遅延する可能性は高いであろうが、その場合には、「事件の複雑性」と「当事者または第三者の行動」の要件が重複することになる<sup>43)</sup> のであり、GVG198条 1 項 2 文の要件は排斥的なものと考えるべきではない。

#### 4) 遅延責問

GVG 198条 3 項 1 文では、手続関係人は、受訴裁判所において手続の継続を責問（遅延責問）した場合にのみ補償が受けられると規定している。すなわ

---

41) BT-Drucks. 17/3802, S. 18; Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren, S. 14.

42) Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(2).

43) Vgl. Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren, S. 14.

ち、遅延責問によって遅延が除去されないときは、受訴裁判所の手続がなお継続中であっても、補償の訴えを提起することができることを意味する。その意味で、遅延責問の内容は、たとえば、手続の遅延によって、住居を失うおそれがあるとか、倒産するおそれがあるなど、未だ手続に現れていない事情<sup>44)</sup>が中心となろう。しかし、遅延責問は、手続に具体的な効果を及ぼす訴訟行為ではなく、「忍耐と調整 [dulde und liquidiere]」による行動を行動を排除するために立法者がその履行を要請している義務であって、関係人の単に予防的な法的保護機能を有するに過ぎない。すなわち、裁判官に対して手続促進の要請を理解させ、かつ、それによって彼に、補償請求権を通して不適切な手続継続という責問に曝されることのないように、手続を促進するよう動機づけるものであるとされる<sup>45)</sup>。このことは、GVG198条3項2文が、遅延責問を、手続が適切な期間内に終結されないおそれについて相当の理由がある場合に認められていることからみて、実際の損害が明確には分からない時点で提起されることを予定していると考えられ、しかも、原則として理由は要求されていない<sup>46)</sup>とされていることから理解できよう。ただ、しばしば裁判所の人的・物的資源が不十分であることにかんがみれば、この予防機能というものがどの程度期待できるか、という点については未だ未知数である。ただし、この遅延責問が非常に慎重に、かつきわめて早い時点で出されたような場合、たとえば裁判手続の開始とほぼ同時に出されたような場合には、手続が適切な時間内に終結されないことについての心配はまだないのであるから、対象を欠き不適法である<sup>47)</sup>。それに対し、手続の遅延を責問するのに遅すぎるということはない<sup>48)</sup>。

なお、裁判官に遅延防止を喚起するためには、通常は1回の遅延責問で十分

44) Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren, S. 17.

45) Vgl. BT-Drucks. 17/3802, S. 20; Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(2, 3); Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 16.

46) Heine, MDR 2012, 327(331); Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 21.

47) BT-Drucks. 17/3802, S. 20.

48) Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen, Gerichtsverfahren, S. 16.



である。ただ、条文は、必ずしも複数の遅延責問を排除してはいないが、遅延責問は、初回の遅延責問の申立てから、すくなくとも6か月を経てからでなければなしえないものとしている。これは、責問の連鎖から裁判所を保護するためのものである<sup>49)</sup>。

また、当事者は、責問に当たっては、手続継続について同意することはできない旨は明確にしなければならないが、いかなる事情から手続継続の不適切性が生じたか、手続形成にとっていかなる選択肢が考慮されるか、ということをも根拠づける必要はない。ただ、遅延責問の予防的警告機能からして、当事者は、未だ手続には現れてはいないが、手続の円滑性の程度にとって重要な事情は指摘する必要がある<sup>50)</sup>。

#### 5) 請求権の内容

GVG198条1項1文は、手続関係人に対して、不適切な手続継続から生じた実体的な不利益の賠償につき、帰責事由の有無を問うことなく請求権を与えている。この点、政府草案では、BGBの損害賠償法 (§§ 249 ff. BGB) を指示することによって、すべての実体的不利益の完全な補償がなされるべき旨を構想していた<sup>51)</sup>。しかし、これに対しては、BGB249条以下は、通常、帰責を前提とする損害賠償請求の場合にのみ適用があるのであり、補償請求請求権には適用すべきではないとの連邦参議院の異議が出された<sup>52)</sup>。これには、たとえば、遅延に基づく受訴手続における費用の上昇や、補償請求権の手続前の追及のために必要な弁護士費用が含まれる<sup>53)</sup>。この補償は、受訴裁判手続の遅延によって生じた不利益を調整するものであるから、時間的には遅延責問提起の後に侵害された利益だけでなく、遅延責問提起前の利益も含むと考えられる。ま

49) BT-Drucks. 17/3802, S. 21.

50) BT-Drucks. 17/3802, S. 21.

51) BT-Drucks. 17/3802, S. 19; Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(3).

52) BT-Drucks. 17/3802, S. 34; Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(3).

53) Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(3); Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 16.

た、法律では明確に、この補償は、生じた不利益に対する完全な補償ではなく、適切な補償に限定されている。したがって、その補償の額を決定するに当たっては、権利侵害の重大性、被害が直接的か間接的か等、当該事件につき諸般の事情を斟酌する必要がある<sup>54)</sup>。なお、この請求権は、他の職務責任追及請求権と請求権競合関係に立つ請求権として独自の方法で考えられている<sup>55)</sup>。したがって、既にGVG198条について認められた補償給付は、過大補償を避けるために、他の職務責任追及請求権の枠内（たとえば、BGB839条、GG34条による裁判所の帰責事由が証明された場合において）で考慮されなければならない。

また、同条2項は明文で、不適切な手続継続があった場合に非実体的損害が発生したことにつき、反証の余地のある推定規定を置いている。これは、法律上の事実推定であり、非実体的不利益の証明困難性を救済することによって補償規定の有効性を強化するものである。したがって、補償請求訴訟の原告は、手続継続の不適切性を基礎づける事実のみを主張・証明すればよい<sup>56)</sup>。これによって法律は、非実体的な不利益のために証明がしばしばほとんどなされ得なかったという事情に配慮したものである<sup>57)</sup>。

非実体的な不利益としては、長期の手続継続による精神的侵害のほか、訴訟が長期化することによる評判の低下、監護権争訟における一方の親からの子供の隔離による精神的損害などが考えられる。この推定規定は、EGMRの判例にしたがったものである<sup>58)</sup>。また、非財産的な不利益に対する適切な補償の額については、EGMRの判例実務に倣い、一括化している<sup>59)</sup>。すなわち、非実体

54) Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(4); Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 26.

55) BT-Drucks. 17/3802, S. 19.

56) Kissel/Mayer, Gerichtsverfassungsgesetz, 7. Aufl., § 198 Rdnr. 39.

57) Vgl. Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205(206).

58) EGMR, NJW 2007, 1259. なお、この規定は、本質的に、実体的損害と非実体的損害をそれほど厳格に区別した運用をしていないフランス法や英国法の教義によりよくマッチするといわれる（Althammer/Schäuble, NJW 2012, 1(4)）。なお、これをめぐるEGMRの判決については、Matusche-Beckmann/Kumpf, ZZP 124, 173(179)を参照のこと。

59) BT-Drucks. 17/3802, S. 20.

的不利益の補償額は、原則として毎年1200ユーロとされるが、この額は、参事官草案の段階では、毎月100ユーロとされていた<sup>60)</sup>。この草案の方が、よりきめ細かな補償額が算定できると思われるが、手続の遅延はある程度長いスパンでみなければ判断することはできないし、理論的には遅延責問を毎月提出することになると、代理人の負担も加重になるおそれがある。このようなことから、補償額は年単位になったようである<sup>61)</sup>。ただ、解釈上、1年以下の補償額は、期間計算がなされると解されており<sup>62)</sup>、実質的には計算上不都合はないであろう。なお、この一括額が不当と考えられる場合には、裁判所は、より高い額ないしより低い額を設定することが認められており、柔軟な解決が可能となっている。ただ、これについては、これまで、月ごとの遅延を補償する可能性を与えるものであることに対する批判を受けて一括額の補償が立法化されたのにもかかわらず、これでは、一括の補償額を規定した意味が減殺されることに対する批判のほか、何が不当な場合に当たるかという、明確な基準を定立することは困難であるとする批判もある<sup>63)</sup>。

ただ、GVG198条2項2文によれば、非実体的損害の補償は、同条4項による方法での補償が十分でない場合にのみ認められるものとして、制限規定を置いていることに注意しなければならない。4項の規定は結局、補償裁判所が、受訴裁判所には不適切な手続の遅延があったということを確定するだけのものである。その趣旨は、これより受訴裁判所が訴訟の促進を図るよう動機付けをするという点にあると思われるが、補償請求という形で、金銭補償を求めている原告に対して、このような確定だけで十分な補償になりうる場合があるのだろうかという疑問は当然であろう。その意味で、金銭補償を求めている原告に対して、この規定は酷なものとなろう<sup>64)</sup>。

---

60) BT-Drucks. 17/3802, S. 20.

61) Vgl. Steinbeiß-Winkelmann, ZRP 2010, 205 (207).

62) Heine, MDR 2012, 327 (331).

63) Vgl. Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren, S. 16.

64) Link/van Dorp, Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren, S. 17.

なお、参事官草案によれば、長すぎる手続継続の確定の結果として、関係人によって補償の申立てがなされたときは、電子連邦広報〔elektronischer Bundesanzeiger〕における遅滞した裁判所の公表が規定されていた<sup>65)</sup>が、これに対して裁判官の側から、これは、裁判所をさらし者にする不適法なものであるとの強い批判がなされた反面、ドイツ弁護士連合会は司法の負担能力が促進されるとしてこれを支持した<sup>66)</sup>。しかし、法律にはこの案は採用されなかった。思うに、この公表によって、直接に司法予算が増加するわけではなく、むしろ受訴裁判所を構成する裁判官の心理的負担ないし萎縮効果の方が大きいと思われる上に、このような措置がもし具体的な訴訟指揮等に関わるものであるとするならば、裁判官の独立を害するおそれも出てくるであろう。そういった意味で、法律化されなかったのは賢明な措置だと思われる。

## 5. 評価

以上、「長すぎる裁判手続と刑事上の審理手続における法的保護に関する法律」の内容を紹介してきたが、以下には、若干のコメントを付することにする。

まず、本法の基本的構造である、遅延責問と補償制度にみられるように、手続遅延を予防するための要素と、遅延が生じた場合に補償によって保護を図るという二元的な構成は基本的に賛成できるであろう。すなわち、新制度の主眼はあくまで訴訟の促進にあり、決して補償を請求させることではない。その意味では、まず遅延責問という形で、裁判所に訴訟の一層の促進を迫るという制度は望ましいといえる。しかし、それでは不十分な場合、補償という形で、裁判所の帰責事由とは関連しない、訴訟の遅延によって被った不利益の填補制度を設けることで、より実質的な訴訟の利用者の保護が可能となると思えるので

---

65) RefE v. 15. 3. 2010 für ein Gesetz über den Rechtsschutz bei überlangen Gerichtsverfahren und strafrechtlichen Ermittlungsverfahren. S. 4 (GVG草案198条4項).

66) DAV-Stellungnahme Nr. 26/2010, Mai 2010, dort unter 6 c.

ある。もし、仮に、通常の損害賠償請求と同様に、裁判所の帰責事由を要求するならば、とくに因果関係の証明の点で賠償請求は困難になるであろう。また、上級裁判所が具体的な訴訟促進策を命ずるような制度をとれば、裁判官の独立を脅かしかねないのであり、そのような制度をとらなかったのも賢明であろう。そういった意味で、ドイツの新たな規定の基本構造には賛成することができる。また、ドイツの新たな法規定は、EGMRの要請を十分に考慮したものであり、また、それを超えて、遅延責問の前後を問わずに生じた不利益を補償する可能性をも与えているのである。また、裁判官の独立に介入することを巧みに避けた立法である点でも評価できるのである。

また、州または連邦に、訴訟等の手続の遅延によって生じた不利益に対する補償義務を認めることで、間接的ながら、訴訟手続の促進のために、人的・物的資源の充実を図る端緒を与えることにもなるであろう。

しかし、その反面で、問題点もいくつか指摘することができる。すなわち、補償請求権発生の要件たる、不適切な手続継続期間とはどのようにして認定するのか。たしかに抽象的にはその基準を述べることは可能であろうが、具体的に考えると明らかではない。また、既に指摘されていることではあるが、補償請求が州財政をどの程度圧迫するか予測が困難であるという問題がある<sup>67)</sup>。すなわち、補償請求が殺到することにより、予算が乏しくなった時期に補償請求が殺到すると、「迅速な」判決を促進するための計画策定に充てるための予算を流用せざるを得なくなり、そのことが長期的な観点からみて、訴訟促進の構造を構築することを遅らせる結果になるという危険性も否定することができない。また仮にそうではないとしても、補償請求が増えることにより、訴訟促進に回す予算が絶対的に減少することは否定できないであろう。

また、この法律規定の根底には、長すぎる手続継続について責任を負うべきは、常に裁判官であり裁判所であるという観念が見え隠れしている。しかし、いうまでもなく、訴訟の促進は、当事者、およびその代理人である弁護士、裁

---

67) BT-Drucks. 17/3802, S. 39, 43, 44.

判所、鑑定人や証人といった手続に関与する者たちの協力があってはじめて実現することができるのである。たとえば、期間の延長を主張しあるいは法律上許された範囲ではあるが徹底的に争うことにより訴訟の遅延が生じた場合、これらの手続の重要な部分に関与する弁護士の実績はどのように評価すべきであろうか。仮に補償が否定されることになれば、結局、長すぎる手続により不利益を被る手続関係人は何ら補償されないということになろう。また、必要な鑑定書の入手が手続の継続期間をしばしば長期化させるということも指摘されており、このような事情は補償請求訴訟においてどのような影響を及ぼすのであろうか。たとえば、鑑定人にも訴訟促進義務が課せられているが（§ 407a Abs. 1 ZPO）、最終的には裁判官の訴訟指揮の問題となる（§ 404a ZPO）。その意味では、裁判所（州ないし連邦）に補償責任を負わせるということには合理性があるかもしれない。ただ、裁判所の人的・物的資源が有限であることを思えば、訴訟の遅延が構造的な面もなくはないのであり、単に、裁判官の訴訟指揮の優劣について責任を問うこともできないであろう。また、鑑定書の作成が遅れた鑑定人も、損害賠償義務ありと解することは可能である<sup>68)</sup>が、最終的にいかなる責任領域において、誰が責任を負うべきかは、はっきりしないのである<sup>69)</sup>。

さらに、GVG201条1項は州に対する補償の訴えについてはその区域で手続が行われた高等裁判所に、連邦に対する補償の訴えについては連邦通常裁判所に専属管轄権があると規定している。この点については、何ゆえGVG201条1項が、補償についての裁判につき高等裁判所ないし連邦通常裁判所の管轄を規定しているのか、ということが問題とされた<sup>70)</sup>。すなわち、本制度のたたき台となった、2003年のヘッセン州の無作為抗告草案〔Hessischer Entwurf einer Untätigkeitsbeschwerde von 2003〕と、2005年の無作為抗告法草案〔Entwurf eines Untätigkeitsbeschwerdegesetzes von 2005〕では、事件は第1審裁判官

68) Vgl. Zimmermann, in: Münch Komm-ZPO, 3. Aufl., § 407a, Rdnr. 3.

69) この点を指摘するものとして、Matusche-Beckmann/Kumpf, ZJP 124, 173 (186).

70) Vgl. Matusche-Beckmann/Kumpf, ZJP 124, 173 (182, 183).

[iudex a quo] に委ねられていた<sup>71)</sup>。これらの草案および法律案には補償の訴えは規定されてはいなかったが、第1審裁判官は、裁判所構成法198条3項による遅延責任について管轄を有する判断当事者である。それにもかかわらず、補償請求については、高等裁判所ないし連邦通常裁判所の管轄を認めていることの妥当性が問われることになろう。また、GVG71条2項2号による職務責任追及請求権については地方裁判所が管轄権を有しており<sup>72)</sup>、これとの整合性も問題となろう。

## 6. おわりに

以上みてきたように、ドイツでは訴訟の遅延に対する救援対策にかなり真剣に取り組んでいることが明らかになった。このドイツのGVGの新規定によれば、財産上の不利益と非財産上の不利益を問わず補償の対象とし、しかも、非財産上の不利益については、個々の不利益の証明を要することなく、一括の補償を規定するという画期的なものである。既に指摘したように、この法律にはさまざまな不明確な面があることは否定することはできないが、訴訟手続の促進のための一つの有力な処方箋であることはたしかである。ただ、ドイツでもこの制度は始まったばかりであり、実際どの程度の遅延責任がなされ、どれだけの補償請求権訴訟が係属するかは未だ暗中模索の状態である。今後は、その動向を注意深く見守っていく必要があるだろう。

訴訟の促進は、わが国においても喫緊の課題であり、そのために、既に「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」が制定され、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを目標として掲げ

---

71) Matusche-Beckmann/Kumppf, ZJP 124, 173(182)によれば、2003年の草案は立法化には至らなかったようであるが、その原因の一つとしては、原則として第1審裁判官が審理することとされていながら、抗告裁判所になされた申立ても不適法とはされておらず、これにより、上級裁判所の負担超過が批判されたようである。

72) Vgl. nur Zimmermann, in: MünchKomm-ZPO, 3. Aufl. (2008), § 71 GVG, Rdnr. 7.

(2条1項)、さらに、本法は、裁判の迅速化に係る制度・体制の整備について、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとしている(2条2項)。また、国は、裁判の迅速化を推進するために必要な施策を策定し、および実施する責務を有するものとし(3条)、日弁連についても、弁護士の使命および職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の体制の整備その他の弁護士の体制の整備に努める旨の責務規定を置いている(5条)。そして、このような運用面における関係者の責務として、まず、受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとしている(6条)。

このようにわが国では、各法曹人の訴訟促進に対する責務を定め、裁判の迅速化を図るために、制度・体制面の整備とともに、個別事件における運用面での関係者の努力をうたっているほか、同法では、最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査・分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、2年ごとに、国民に明らかにするため公表する義務が課せられている(8条1項)。さらに、その検証の結果については、裁判の迅速化を推進するための国の施策の策定・実施に当たって、適切な活用が図られなければならないものとしている(8条2項)。これに基づいて、2005年(平成17年)に第1回の報告書(裁判の迅速化にかかる検証に関する報告書)が公刊され、以後、2007年、2009年、2011年、2013年と計5回の報告書が公刊されている。そして、訴訟促進の方策は、あくまで、訴訟手続内の制度の整備・改良・運用にその中心が置かれている。

たしかに、訴訟というものが、訴訟当事者と裁判所、証人や鑑定人といった手続関係者の共同作業によって成り立つものであることを前提とすれば、ドイ



ツにおけるような、いわゆる裁判所責任論を基調とした補償請求権という制度はなじまないのかもしれない。その意味では、わが国におけるような措置が現実的であり、かつ穏当なものであるかもしれない。しかし、実際に不当に長引く訴訟係属によって不利益を被る当事者や利害関係人が（数は多くないにしても）存在するというを前提とすれば、やはり究極的な救済手段としての補償請求権の制度は一考に値するものではあるまいか。すなわち、訴訟の促進は、単一の制度によってすべて実現できるというものではない。したがって、まず第1に考えるべきは、裁判所や弁護士的人的・物的資源の充実を図ることである。そして、第2には、訴訟法の改正をも含めて、訴訟手続内の制度の整備・改良・運用がなされるべきであろう。そして、第3に、それによって救われない当事者等がある場合には、補償請求権の制度を考慮することも考えられてよい。そして、第2の点については、ドイツ民事訴訟法は、手続促進のための種々の規定を法に設けている。しかし、第3の点については、依然として、本稿で紹介したドイツの法制度を比較研究の対象とすることは大いに意味のあるものではないかと思われる。

※本稿は、尊敬する春日偉知郎教授の退職論文集に投稿するために執筆したものであるが、事情によりそれがかなわなかった。この場を借りて、春日教授には心からおわび申し上げるとともに、教授の益々の御活躍をお祈り申し上げます次第である。